

かゆいところに手が届く! 多摩・島しょ自治体お役立ち情報

第1回 『多摩地域30市町村におけるコンビニ納付制度の検証』 —年金特別徴収や口座振替の補助的方法としての導入を—

調査部研究員 平山 剛

平成16年4月、東京都が自動車税を対象に日本で最初のコンビニ納付制度を導入し、その後固定資産税・都市計画税、個人事業税、不動産取得税などに対象科目の種類を拡大させました。多摩地域でも、平成16年5月に三鷹市が軽自動車税のコンビニ納付を始めたのを最初に、平成17年には、日野市、町田市が軽自動車税のコンビニ納付を始めました。平成23年4月現在、18の団体が1つ以上のコンビニ納付対象科目を設定しています。

各市町村で、どの科目をコンビニ納付の対象としているのかはすでに明らかになっています。しかしコンビニ納付制度の導入は効果があるのか、またどの科目で効果が出やすいのかなど、市町村にとって「かゆいところ」であるコンビニ納付導入後の結果にまで踏み込んだ調査は実施されていません。

そこで今回、平成23年6月から7月にかけて「多摩地域30市町村におけるコンビニ納付導入状況調査」¹を実施し、この結果をもとに多摩地域におけるコンビニ納付を取り巻く状況を明らかにしました。これからコンビニ納付制度を導入しようとする市町村だけでなく、すでにコンビニ納付制度を導入した市町村においても比較検証のための基礎情報として活用していただきたいと思います。

1. コンビニ納付制度の導入状況—軽自動車税を中心に導入が拡大—

図1(3ページ)は多摩地域で1つ以上のコンビニ納付対象科目を設定している18団体のコンビニ納付制度導入時期と導入科目を整理したものです。平成17年度までは軽自動車税の導入市町村が増加する「水平展開」が起きました。平成18年度以降は、軽自動車税にコンビニ納付制度を導入した市町村が、新たに個人市町村民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税を追加導入する「垂直展開」が起きました。平成21年度以降は再びこの傾向が変化し、毎年度新たにコンビニ納付制度を導入する市町村が増加する「水平展開」が再び始まりました。しかし平成17年度までの「水平展開」とは異なり、すでに他市町村による複数科目のコンビニ納付制度導入の成功を見て、コンビニ納付制度を導入する時点から複数の科目を対象とする市町村が増加する「複数科目の水平展開」が起きています。平成24年度の導入予定を見ると、今後しばらくはこうした複数の科目を導入時から対象とする市町村が増加することが予想されます。

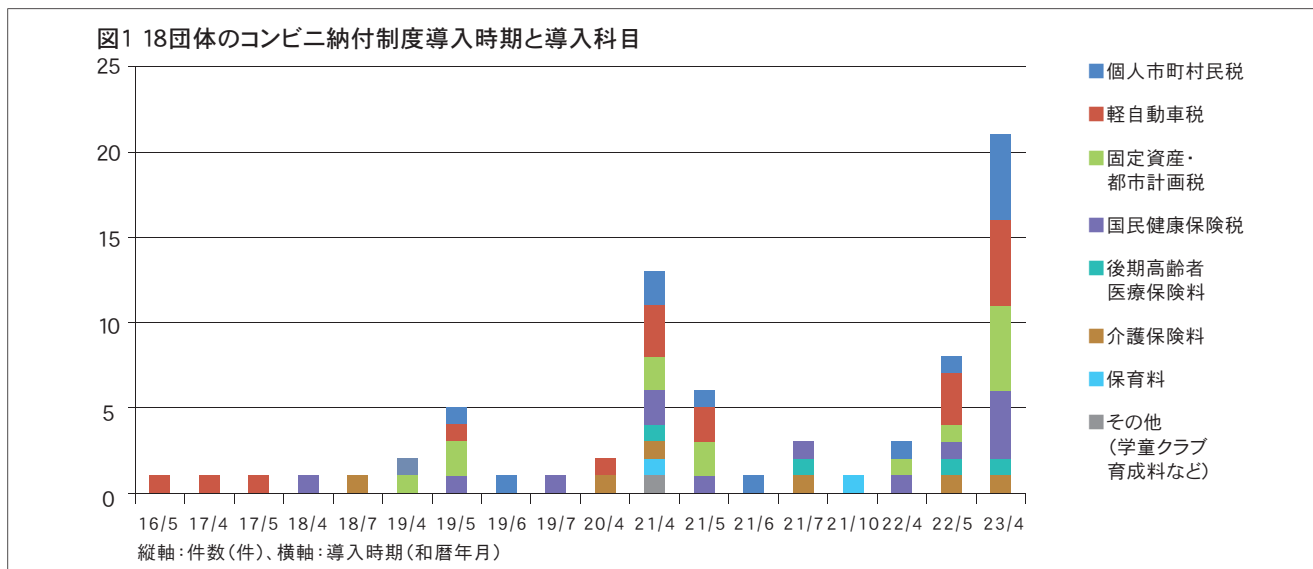
次にコンビニ納付制度の対象科目を確認します。コンビニ納付制度を導入しているすべての団体が、軽自動車税を対象としています。その他個人市町村民税、固定資産・都市計画税で14団体、国民健康保険税が13団体、後期高齢者医療保険料4団体、介護保険料6団体、保育料2団体となっています。

ここで明らかになったことは、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料のコンビニ納付制度導入率の低さです。コンビニ納付の対象科目として「導入予定なし」に1科目でも該当した市町村のうち、後期高齢者医療保険料について「導入予定なし」と回答した団体は、全体の93.3%となります。同様に介護保険料は66.7%、保育料は80.0%となっています。これら3つをコンビニ納付制度の対象としなかった理由を整理すると、後期高齢者医療保険料と介護保険料は年金特別徴収が中心であり、コンビニ納付の効果が見込めないこと、特に後期高齢者医療保険料は広域連合が賦課主体であるため、コンビニ納付の手数料だけが市町村の負担となることが挙げられています。また保育料は、従来から原則口座振替とする団体が多く、この点でコンビニ納付の効果が見込めないためコンビニ納付の対象としない団体が多く見られます。このように後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料はコンビニ納付制度の対象として敬遠されがちですが、これらの科目がコンビニ納付制度に適していないと判断される論拠について、第2節、第3節で詳しく説明します。

またコンビニ納付利用者数が期待できないため収納率向上に寄与しないという理由のほかに、コンビニ納付限度額が30万円に制限されているため納付対象債権が限定されてしまうことや、システム改修など導入・維持経費が追加でかかること、手数料が割高であるため徴収経費が増大することなどもコンビニ納付の導入を阻害する要因となっています。この点については第4節でさらに詳しく解説します。

なおコンビニ納付制度導入済のすべての団体が、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ、スリーエフ、デイリーヤマザキ、ポプラをコンビニ納付取扱事業者としています。その他の取扱事業者の割合は、コミュニティストア94.4%、セーブオン72.2%、コストア61.1%となっています。

¹ 「多摩地域30市町村におけるコンビニ納付導入状況調査」は、多摩30市町村納税担当課を対象に(1)コンビニ納付制度の対象科目、(2)これまでコンビニ納付制度を導入しなかったまたは今後導入する予定がない理由、(3)コンビニ納付制度導入年月、(4)コンビニ納付が可能な店舗の種類、(5)収納取扱手数料及び払込限度額、(6)収納総件数及び収納総額に占めるコンビニ納付の割合、(7)1件あたりのコンビニ納付平均額、(8)コンビニ納付制度導入年度前後の収納率、(9)コンビニ納付制度のイニシャルコスト及びランニングコスト、(10)コンビニ納付制度導入にあたり問題となった点の10項目についてアンケート調査を実施しました。

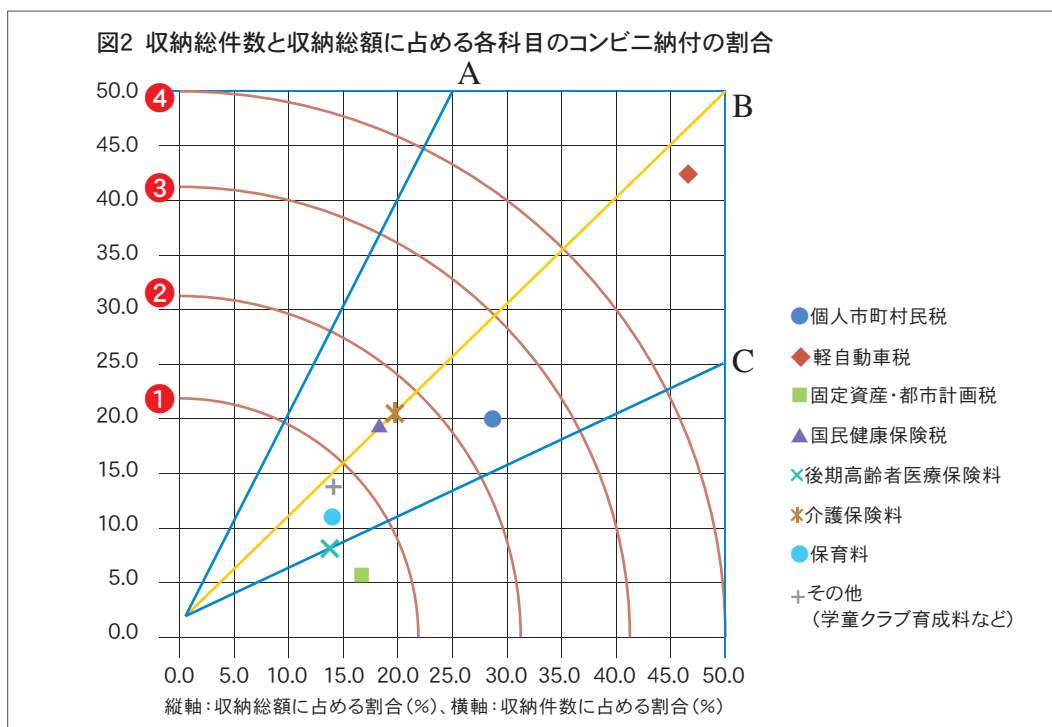


2. コンビニ納付に適した科目—年金特別徴収や口座振替率が低い少額債権—

図2は収納総件数と収納総額に占める各科目のコンビニ納付の割合を示したものです。B線は収納総件数と収納総額に占めるコンビニ納付の割合が同じ値であることを示しています。これに対して傾きが大きければ収納総件数に対して収納総額が大きい状態、逆に傾きが小さければ収納総件数に対して収納総額が小さい状態を示しています。つまりB線からA線に近づくほど大口債権が多く、B線からC線に近づくほど少額債権が多いということになります。コンビニ納付の取扱限度額は30万円以下に制限されているため、図2ではほとんどの科目がB線からC線の間分布していることが確認できます。

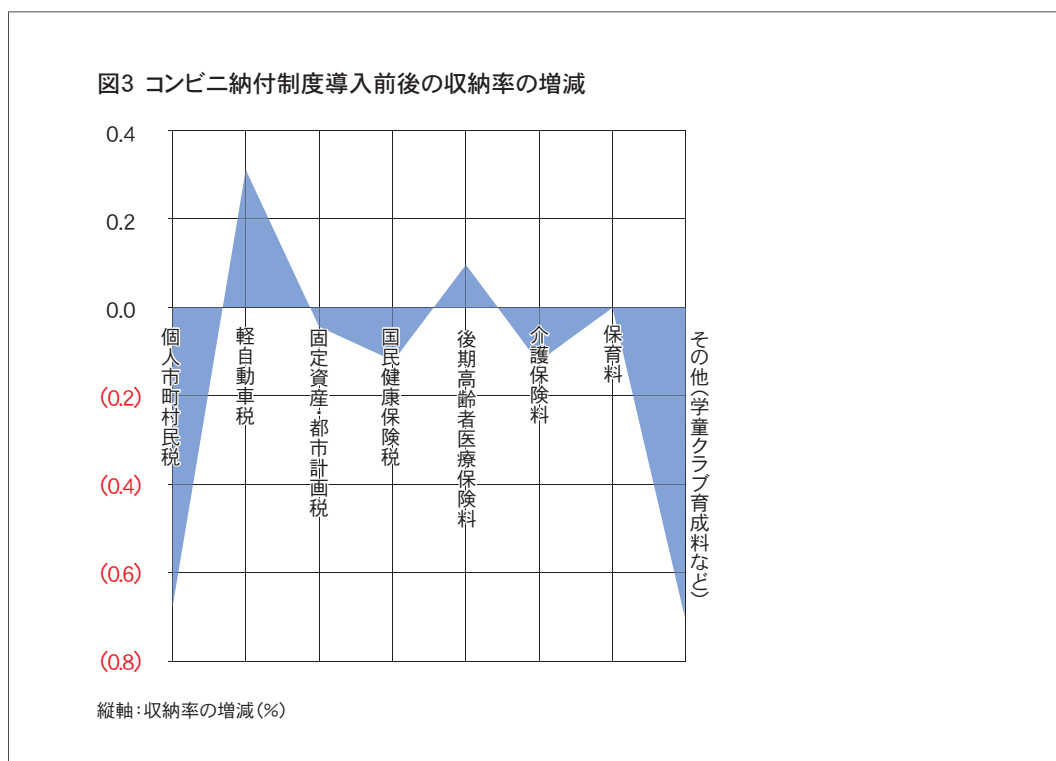
次にコンビニ納付の効果を示したものが、縦軸と横軸の同じ値を結ぶ曲線です。①から④に向かってコンビニ納付の占める総件数、総額が増大することを示しており、④の外側で効果は最大となります。図2で顕著な特徴を示しているのが軽自動車税です。軽自動車税は収納総件数の46%、収納総額の43%をコンビニ納付が占めています。これに続き、個人市町村民税が収納総件数の29%、収納総額の20%となっています。年金特別徴収が開始された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、収納総件数、収納総額ともに20%前後と効果はやや下がります。また口座振替率が高い保育料は、収納総件数の14%、収納総額の11%と効果はさらに下がります。

以上の結果から、年金特別徴収や口座振替率が低くかつ少額債権が多い科目がコンビニ納付に適しているということがわかります。つまりコンビニ納付は、年金特別徴収や口座振替で回収しきれない債権の補助的な徴収方法であるといえます。



3. コンビニ納付導入の効果検証—日常的な所持金額の範囲内の支払にコンビニ納付が有効—

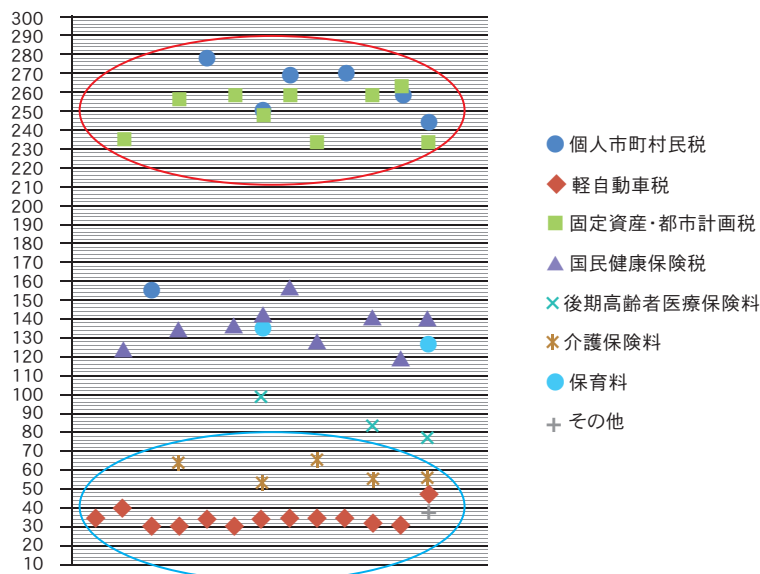
第2節で検討した科目ごとのコンビニ納付制度導入の適性について、実際にコンビニ納付制度を導入した市町村の制度導入前年度と制度導入年度の収納率の変化から検証します。図3は多摩地域の市町村におけるコンビニ納付制度導入前後の平均収納率の変化を導入科目ごとに整理したものです。科目により収納率の変化は大きく異なることがわかります。軽自動車税で+0.3%とコンビニ納付制度導入の効果が表れている半面、個人市町村民税で-0.7%、固定資産・都市計画税、国民健康保険税で-0.1%という結果になっています。この点について、多摩地域の市町村の多くがコンビニ納付制度の導入を始めた平成21年度は、GDP成長率が大幅なマイナス成長を記録した時期と重なっており、コンビニ納付制度導入の効果が経済悪化の影響により隠されてしまった可能性があること、また図3はコンビニ納付制度導入後一定期間の経年変化を計測したのではなく、各団体に制度導入年度が異なることから一面的に判断はできませんが、必ずしもコンビニ納付制度の導入が短期的に顕著な収納率の向上に結び付くとは限らない危険性を示しています。特に経済状況すなわち住民の所得状況に強く影響される科目は、経済悪化により収納率の減少幅が大きくなるため、コンビニ納付制度の効果が見えにくくなるという特徴があります。



次に各科目間でコンビニ納付制度の導入効果の違いが発生する原因を検証します。図4(5ページ)はコンビニ納付1件あたりの納付金額を分布図で整理したものです。個人市町村民税と固定資産・都市計画税が高位にあり、国民健康保険税ほか保険料が中位、軽自動車税の納付金額が下位にあることがわかります。平均納付金額を確認しても、個人市町村民税が25,100円、固定資産・都市計画税が24,900円、国民健康保険税が13,600円、軽自動車税が3,400円となっており、各科目間にはかなり大きな差が発生しています。

コンビニ納付制度導入による収納率の変化と平均納付金額を比較すると、収納率の変化が0以下になっている個人市町村民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税の1件あたりの納付金額は比較的高額であるのに対し、収納率がプラスになっている軽自動車税の納付金額は少額であるということがわかります。この結果から、1件あたりの納付金額が多いほど、納付方法としてコンビニ納付が選択されにくいということがわかります。ここにはコンビニ納付が日常生活の延長線上で行われること、つまり日常的な所持金額の範囲内の支払いの場合にコンビニ納付が選択されやすいという事情がうかがえます。以上からコンビニ納付は1件あたりの納付金額が少ない科目に適した方法であるといえます。

図4 コンビニ納付1件あたりの納付額の分布



縦軸：1件あたりの納付額(単位 百円)

4. コンビニ納付のコスト—手数料は1件55円～64円—

コンビニ納付制度を導入した18団体の初回導入科目数を見てみると、1科目が9団体、4科目が6団体、5、6、8科目がそれぞれ1団体となっています。1科目から試験的に導入する団体が多いことが特徴ですが、平成20年度以降は、初回から複数科目を導入する事例が増えています。18団体のコンビニ納付制度導入年度のインシヤルコストは1科目あたり平均21,176千円、ただし初回導入科目数が1科目の場合には、平均25,976千円であり、科目数の増加がインシヤルコストの減少をもたらす傾向にあります。また18団体の平成22年度のランニングコストは平均1,628千円となっています。

コンビニ納付制度導入済18団体におけるコンビニ納付1件あたりの収納代行手数料は、科目に関係なく、44.4%の団体が最小額の1件55円に設定しており、最高額64円までの10円以内にすべての団体が集中しています。

最後にコンビニ納付制度導入済団体がコンビニ納付制度導入時に直面した問題点を整理します。第1節で述べた導入経費・手数料の負担増や1件30万円の限度額、事務量の増加、導入準備期における庁内調整の困難のほか、納付書の取扱期間の問題、延滞金発生債権の取扱い、従来の複数枚つづりの納付書を単票にしたことによる期別錯誤などの苦情、帳票承認・現金化にかかる時間が膨大であること、収納データが税料別に送信されるだけで各税料の詳細がないことなどが導入時の問題点として挙げられています。

まとめ

コンビニ納付は年金特別徴収や口座振替率が低くかつ少額債権が多い科目に適したものであるといえます。しかし、すべての科目で収納率上昇が保障されているわけではなく、またすべての市町村でコンビニ納付の効果があるとも断言できません。各市町村の特別徴収の状況や口座振替の状況、インシヤルコスト等を見たうえで導入を決定すべきであるといえます。

特に口座振替と比較してコンビニ納付制度の収納代行手数料は、従価制ではなく、従量制であるため、納付件数が増加するごとに手数料総額も増加します。したがって少額債権はコンビニ納付に適しているものの、逆に債権総数の多い少額債権のコンビニ納付の増加は徴収費用の増大を招きます。この点で、なるべく口座振替制度を進め、口座振替の補助的方法としてコンビニ納付制度を利用することが望ましいのではないかと考えられます。

次回の連載は、「スーパークルビズ導入などの積極的な節電効果」です。